

航海傭船及び個品運送に関する規律

第1 航海傭船に関する規律の見直しの例

現 行 法	見直しの例
<p>第七百三十七条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ各当事者ハ相手方ノ請求ニ因リ運送契約書ヲ交付スルコトヲ要ス</p>	<p>(削る)</p>
<p>第七百四十一条 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ船積スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船舶所有者ハ遅滞ナク傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス</p> <p>②傭船者カ運送品ヲ船積スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ船積シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ船積ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス</p>	<p>(実質改正せず)</p>
<p>第七百四十二条 船長カ第三者ヨリ運送品ヲ受取ルヘキ場合ニ於テ其者ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ其者カ運送品ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積期間内ニ限り傭船者ニ於テ運送品ヲ船積スルコトヲ得</p>	<p>(実質改正せず)</p>
<p>第七百四十三条 傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ニ対シテ発航ノ請求ヲ為スコトヲ得</p>	<p>○ 全部航海傭船契約に係る傭船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであっても、運送人に対し、発航の</p>

<p>②傭船者カ前項ノ請求ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルニ因リテ生シタル費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス</p> <p>第七百四十四条 船積期間経過ノ後ハ傭船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得</p> <p>②前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第七百四十五条 発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得</p> <p>②往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ三分ノ二ヲ支払フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ</p> <p>③運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前二項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ傭船者之ヲ負担ス</p> <p>④傭船者カ船積期間内ニ運送品ノ船積ヲ為ササリシトキハ契約ノ解除ヲ為シタ</p>	<p>請求をすることができる。<u>一部航海傭船契約に係る傭船者であつて、他の荷送人及び傭船者の同意を得たものについても、同様とする。</u></p> <p>(実質改正せず)</p> <p>(実質改正せず)</p> <p>○ 発航前においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、<u>運送賃の全額を支払つて、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。</u><u>一部航海傭船契約に係る傭船者であつて、他の荷送人及び傭船者の同意を得たものについても、同様とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(実質改正せず)</p> <p>○ 全部航海傭船契約に係る傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかつ</p>
---	---

<p>ルモノト看做ス</p> <p>第七百四十六条 傭船者カ前条ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキト雖モ附随ノ費用及ヒ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス</p> <p>②前条第二項ノ場合ニ於テハ傭船者ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス</p> <p>第七百四十七条 発航後ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ全額ヲ支払フ外第七百五十三条第一項ニ定メタル債務ヲ弁済シ且陸揚ノ為メニ生スヘキ損害ヲ賠償シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>第七百四十八条 船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ傭船者カ他ノ傭船者及ヒ荷送人ト共同セスシテ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス</p> <p>②発航前ト雖モ傭船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>③前七条ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス</p>	<p>たときは、運送人は、当該傭船者が契約の解除をしたものとみなすことができる。</p> <p>(実質改正せず)</p> <p>(削る)</p> <p>○ 発航後においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、次に掲げる金額の合計額を支払い、又は相当の担保を提供しなければ、契約の解除をすることができない。<u>一部航海傭船契約に係る傭船者であつて、他の荷送人及び傭船者の同意を得たものについても、同様とする。</u></p> <p>一 第七百五十三条第一項に定める額</p> <p>二 運送品の陸揚げに要する費用の額</p> <p>○ 一部航海傭船契約に係る傭船者は、運送品の全部又は一部の船積みをしていない場合には、発航前において、他の荷送人及び傭船者の同意がないときであっても、運送賃の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあっては、当該運送賃の額を控除した額）を支払って、<u>又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。</u></p> <p>(実質改正せず)</p>
--	---

<p>第七百五十一条 傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス</p>	<p>(実質改正せず)</p>
<p>第七百五十二条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ陸揚スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス</p> <p>②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス</p> <p>④ (略)</p>	<p>(実質改正せず)</p>
<p>第七百五十三条 荷受人カ運送品ヲ受取りタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ</p> <p>②船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支払ト引換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス</p>	<p>(実質改正せず)</p>
<p>第七百五十五条 <u>運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第七百五十六条 <u>期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船舶カ不可抗力ニ因</u></p>	<p>(削る)</p>

<p><u>リ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス第七百四十一条第二項又ハ第七百五十二条第二項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間経過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ為シタル日数亦同シ</u></p>	
<p>第七百六十条 <u>船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス</u></p> <p>一 <u>船舶ガ沈没シタルコト</u></p> <p>二 <u>船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト</u></p> <p>三 <u>船舶ガ捕獲セラレタルコト</u></p> <p>四 <u>運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>②前項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由カ航海中ニ生シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シ運送品ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス</u></p>	
<p>第七百六十一条 <u>航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各当事者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得</u></p>	<p>(実質改正せず)</p>
<p><u>②前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第七百六十二条 <u>第七百六十条第一項第四号及ヒ前条第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキハ傭船者ハ船舶所有者ノ負担ヲ重カラシメサル範囲内ニ於テ他ノ運送品ヲ船積ス</u></p>	<p>○ 前条第一項に規定する場合には、傭船者は、運送人の負担を加重しない範囲内で、他の運送品の船積みをすることができる。</p>

<p>ルコトヲ得</p> <p>②傭船者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハント欲スルトキハ遅滞ナク運送品ノ陸揚又ハ船積ヲ為スコトヲ要ス若シ其陸揚又ハ船積ヲ怠リタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス</p> <p>第七百六十三条 第七百六十条及ヒ第七百六十一条ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>②第七百六十条第一項第四号及ヒ第七百六十一条第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキト雖モ傭船者又ハ荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得<u>但運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス</u></p>	<p>(実質改正せず)</p> <p>(実質改正せず)</p> <p>○ 第七百六十一条第一項に掲げる事由が一部航海傭船契約に係る運送品の一部について生じたときであっても、傭船者は、契約の解除をすることができる。</p>
--	--

(説明)

1 商法第737条関係

航海傭船契約を締結した場合に各当事者が運送契約書を交付することは、実務の運用に委ねれば足り、他の類型の運送契約において法律上この点の規律がないことと同様に、法律において規律しないこととすることが考えられる。

2 商法第743条第1項関係

同条の規律は、一部航海傭船契約について準用される所(商法第748条第3項)、準用による規律の具体的内容を明確化することが考えられる(同法第745条第1項及び第747条も同様)。

3 商法第745条及び第748条関係

これらの規律では、傭船者による発航前の任意解除に関し、航海の態様等に応じて運送賃の半額、3分の2又は全額の支払義務を課しているが、このような区分の合理性については疑問があること、請負に関する民法第641条と同様に損害を賠償して任意解除をすることも認めるべきであること等の理由から、上記のような見直しをすることが考えられる。

また、商法第745条第4項の規定は、傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかった場合に、法律上当然に契約の解除が擬制されるように見えるが、実務上は当事者が一定の滞船期間を合意することも多いことから、運送人は傭船者が契約の解除をしたものとみなすことができる旨の規定に見直すことが考えられる。

4 商法第755条及び第756条関係

運送賃の定め方は、実務上様々であって、他の種類の運送契約において法律上この点の規律がないことと同様に、当事者間の合意に委ねることが考えられる。

5 商法第760条関係

同条第1項は、船舶の沈没・修繕不能・捕獲及び運送品の不可抗力による全部滅失の場合に全部航海傭船契約が法律上当然に終了する旨を定めているが、代船の手配が比較的容易となった現代において、このような規律は硬直的であって、民法の一般原則どおり、契約で定められた債務の内容に従いその履行が不能であるときは無催告解除をすることができるものと整理する（履行不能か否かは、運送債務の内容が特定の船舶のみに着目し代船を予定しない趣旨かどうか等の事情による）ことが考えられる。

同条第2項は、船舶の沈没・修繕不能・捕獲が航海中に生じた場合に傭船者に割合運送賃の支払義務を課した規定であるが、実務上は、運送の割合に応じた額ではなく、運送賃確定取得約款による合意（運送人による運送品の受取により、運送賃全額の支払請求権が生ずる旨の合意）がされることも多く、取引実態に合わないこと、上記4のとおり運送賃の定め方は当事者間の合意に委ねることが相当であること等の理由から、同項を削除し、デフォルト・ルールとしては民法の請負契約に関する規律（報酬は仕事の完成と同時に支払う旨の規律）の適用があるとした上で、上記のような運送賃確定取得約款による合意が有効にされているものと整理することが考えられる（商法第761条第2項も同様）。

（注）法制審議会民法（債権関係）部会で決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」では、民法第543条の規律に関し、債務の履行が不能であるときは、債務者に帰責事由があるか否かを問わず、債権者は無催告解除をすることができるように改めるものとされている。

6 商法第762条第1項関係

同項は、全部航海傭船契約に係る運送品の一部について運送の法令違反等の事由が生じた場合に他の運送品の船積みをすることができる旨を定めているが、運送品の全部について当該事由が生じた場合も他の運送品の船積みを認めることが合理的であるから、上記のような見直しをすることが考えられる。

7 商法第763条第2項ただし書関係

同項ただし書は、運送の法令違反等の事由により契約を解除した場合に傭船者に運送賃の全額の支払義務を課した規定であるが、上記5と同様に、デフォルト・ルールとしては民法の規律（債務者はその帰責事由による債務不履行について損害賠償義務を負う旨の規律）に委ねることが考えられる。

（注1）商法第741条（船積期間の起算日、不可抗力により船積みをすることができない場合の取扱い）については、諸外国の法制及び各種標準契約書式も様々であり、現行法の規

律を維持することが考えられる。

(注2) 商法第744条(船積期間経過後の発航権)については、実務上は当事者が一定の滞船期間を合意することとなるが、デフォルト・ルールとしては現行法の規律を維持することが考えられる。

第2 個品運送に関する規律の見直しの例

現 行 法	見直しの例
<p>第七百四十九条 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷送人ハ船長ノ指図ニ従ヒ遅滞ナク運送品ヲ船積スルコトヲ要ス</p> <p>②荷送人カ運送品ノ船積ヲ怠リタルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ荷送人ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス</p> <p>第七百五十一条 備船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス</p> <p>第七百五十二条①～③ (略)</p> <p>④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ遅滞ナク運送品ヲ陸揚スルコトヲ要ス</p> <p>第七百五十三条 荷受人カ運送品ヲ受取りタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ</p> <p>②船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支払ト引</p>	<p>○ <u>運送人は、荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。</u></p> <p>○ <u>荷送人が運送品の引渡しを怠ったときは、船長は、直ちに、発航することができる。</u>この場合においては、荷送人は、運送賃の全額(運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額)を支払わなければならない。 (実質改正せず)</p> <p>(削る)</p> <p>○ 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額を支払う義務を負う。</p> <p>一 運送賃、付随の費用及び立替金の額</p> <p>二 運送品の価格に応じ、共同海損又は海難救助のため負担すべき金額 (実質改正せず)</p>

<p>換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス</p> <p>第七百五十五条 <u>運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム</u></p> <p>第七百五十六条 <u>期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船舶カ不可抗力ニ因リ發航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス第七百四十一条第二項又ハ第七百五十二条第二項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間經過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ為シタル日数亦同シ</u></p> <p>第七百五十条 第七百四十八条ノ規定ハ荷送人カ契約ノ解除ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第七百四十八条①② (略)</p> <p>③前七条ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>第七百四十五条 <u>發航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得</u></p> <p>②<u>往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其帰航ノ發航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ三分ノ二ヲ支払フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ發スル前ニ契約</u></p>	<p>○ <u>發航前においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の同意を得たときは、運送賃の全額を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。</u></p> <p>(削る)</p>

<p><u>ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ</u></p> <p>③運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前二項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ傭船者之ヲ負担ス</p> <p>④ (略)</p> <p>第七百四十六条 傭船者カ前条ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキト雖モ附随ノ費用及ヒ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス</p> <p>②前条第二項ノ場合ニ於テハ傭船者ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス</p> <p>第七百四十七条 発航後ニ於テハ傭船者ハ運送貨ノ全額ヲ支払フ外第七百五十三条第一項ニ定メタル債務ヲ弁済シ且陸揚ノ為メニ生スヘキ損害ヲ賠償シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>第七百四十八条 船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ傭船者カ他ノ傭船者及ヒ荷送人ト共同セスシテ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送貨ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送貨ハ之ヲ控除ス</p> <p>②発航前ト雖モ傭船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>(実質改正せず)</p> <p>(実質改正せず)</p> <p>(削る)</p> <p>○ 発航後においては、荷送人は、<u>他の荷送人及び傭船者の同意を得るほか</u>、次に掲げる金額の合計額を支払い、又は相当の担保を提供しなければ、契約の解除をすることができない。</p> <p>一 第七百五十三条に定める額</p> <p>二 運送品の陸揚げに要する費用の額</p> <p>○ 荷送人は、運送品の全部又は一部の船積みをしていない場合には、発航前において、他の荷送人及び傭船者の同意がないときであっても、運送貨の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送貨を得た場合にあっては、当該運送貨の額を控除した額）を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。</p>
--	--

<p>③ (略)</p>	
<p>第七百六十三条 第七百六十条及ヒ第七百六十一条ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>②第七百六十条第一項第四号及ヒ第七百六十一条第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキト雖モ備船者又ハ荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス</p>	<p>○ 第七百六十一条第一項に掲げる事由が運送品の一部について生じたときであつても、荷送人は、契約の解除をすることができる。</p>
<p>第七百六十条 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス</p> <p>一 船舶ガ沈没シタルコト</p> <p>二 船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト</p> <p>三 船舶ガ捕獲セラレタルコト</p> <p>四 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト</p> <p>②前項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由カ航海中ニ生シタルトキハ備船者ハ運送ノ割合ニ応シ運送品ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス</p> <p>第七百六十一条 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各当事者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得</p> <p>②前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除ヲ為</p>	<p>(削る)</p> <p>(実質改正せず)</p> <p>(削る)</p>

<u>シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合 ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要 ス</u>	
--	--

(説明)

1 商法第749条及び第752条第4項関係

これらの規律では、個品運送について、荷送人が運送品の船積みをし、荷受人が運送品の陸揚げをしなければならないとされているが、通常取引実態に合わないことから、上記のような見直しをすることが考えられる。

2 商法第753条関係

同条の規律のうち、荷受人が停泊料の支払義務を負う旨の部分は、個品運送については妥当しないと解されているため、これを明確化することが考えられる。

3 その他

その他の箇所については、航海傭船についてと同様である。